

**「障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託」
企画提案競技実施要領**

この実施要領は、秋田県(以下「県」という。)が実施する「障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務内容等

- (1) 業務名称: 障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託
- (2) 業務内容: 障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託仕様書による
- (3) 履行期間: 契約締結の日から別に定める日まで(受託者と協議の上、定めることとします。)
- (4) 委託額の上限: 1, 265, 000円(消費税及び地方消費税含む)

2 事務局(書類の提出先)

秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉チーム
住 所: 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎2階
電 話: 018-860-1331
メールアドレス: Shoufuku@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

企画提案競技に係る実施スケジュールは次のとおりとします。

- (1) 実施要領等の公開: 令和8年8月24日(月)から
- (2) 実施要領等に関する質問の受付: 令和8年8月28日(金)午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答: 令和8年9月2日(水)頃
- (4) 参加資格確認申請書の提出: 令和8年9月4日(金)午後5時まで
- (5) 参加資格確認の結果通知: 令和8年9月7日(月)(予定)
- (6) 参加資格不認定理由の請求: 令和8年9月8日(火)午後5時まで
- (7) 企画提案書の提出: 令和8年9月24日(木)午後5時まで
- (8) 審査会の審査: 令和8年10月上旬予定
- (9) 審査結果の通知: 令和8年10月上旬予定
- (10) 契約締結: 令和8年10月中旬予定

4 企画提案競技の書類の交付等

企画提案競技の応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の障害福祉課のページ及び「県政情報」-「電子手続き・入札・補助金等」-「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載しますので、ダウンロードしてください。

- (1) 交付期間
令和8年8月24日(月)から令和8年9月4日(金)午後5時まで
- (2) 交付書類
 - ① 企画提案競技実施要領(本書)
 - ② 仕様書
 - ③ 企画提案競技審査要領
 - ④ 企画提案競技応募様式
 - ・【様式1】実施要領等に関する質問票
 - ・【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
 - ・【様式3】会社概要及び過去5年間の主な業務実績等
 - ・【様式4】企画提案競技参加資格確認申請書類受付票
 - ・【様式5】企画提案競技参加辞退届
 - ・【様式6】企画提案書
 - ・【様式7】企画提案書等受付票
 - ・【様式8】事業共同体結成届
- (3) 企画提案競技の事務手続き等に関する説明会は実施しません。

5 参加資格

本業務の企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たす者で、かつ県から参加資格の確認を受けた者としてします。

【参加資格の要件】

- (1) 単独企業による参加
 - ① 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは更正手続き開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く)に該当しないこと。
- ④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力をいう。)、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 過去5年以内^{※1}に本業務と同種^{※2}の業務実績を有する者
 - ※1 過去5年以内とは、令和3年度以降の受注実績をいいます。
 - ※2 同種とは、テレビCM放映に関する業務実績をいいます。(行政機関を対象としたものに限る。)
- ⑦ 県税の滞納がないこと。
- (2) 共同企業体による参加
 - ① JVを構成する者のうち、いずれかが5(1)の①を満たしていること。
 - ② JVを構成する全ての者が、5(1)の②から⑦までを満たしていること。
- (3) 留意事項

JVの代表者は、5(1)の①を満たす構成員とする。また、JVの構成員である者は、単独参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「【様式1】実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

- (1) 提出期限

令和8年8月28日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法

電子メールに限ります。
- (3) 回答方法

質問事項及び回答をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の障害福祉課のページ及び「県政情報」-「電子手続き・入札・補助金等」-「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。
- (4) 回答時期

令和8年9月2日(水)頃

7 参加資格の確認等

(1) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書等の書類を提出期限までに「2 事務局」に持参又は郵送で提出し、参加資格の確認を受けてください。

- ① 提出書類
 - ・【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書 1部
 - ・【様式3】会社概要及び過去5年間の主な業務実績等 1部
 - ・【様式4】企画提案競技参加資格確認申請書類受付票 1部
 - ・【様式8】事業共同体結成届(JV参加の場合のみ) 1部
- ② 提出期限

令和8年9月4日(金)午後5時まで
- ③ 提出方法
 - ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。
 - ・郵送の場合は、郵便書留で期限までに必着となるように提出してください。
- ④ 参加資格の確認結果

令和8年9月7日(月)(予定)に電子メールで通知します。

(2) 参加資格の取消し等

- ① 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。
- ② 提出期限までに提出しない者は、参加資格が無くなります。
- ③ 参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。
- ④ 都合により辞退する場合には、「【様式5】企画提案競技参加辞退届」を提出してください。なお、辞退により不利益な取扱いを受けることはありません。

(3) 参加資格不認定理由の請求

- ① 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面(任意様式)によりその理由の説明

明を求めることができます。

- ・提出期限：令和8年9月8日(火)午後5時まで
- ・提出先：「2 事務局」
- ・提出方法：電子メールに限る。

② 県は、書面を受理した日から7日以内に説明を求めた者に対して郵送により書面でその理由を説明します。

8 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書の提出

参加資格が認められた者による企画提案書等の作成及び提出方法は、次によるものとします。

① 提出書類

- ・【様式6】企画提案書
- ・【様式6(別紙)】企画提案内容

※枚数は15ページ以内(表紙除く)とします。

- ・見積書(内訳書含む) ※任意様式

本業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書(宛先は秋田県知事)とし、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当者職氏名及び連絡先を記入してください。

- ・【様式7】企画提案書等受付票
- ・女性の活躍推進に関する書類(該当する場合のみ。)
- ・賃金水準の向上に関する書類(該当する場合のみ。)

② 提出期限

令和8年9月24日(木)午後5時まで

③ 提出方法

- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、「2 事務局」へ提出してください。
- ・郵送の場合は、郵便書留で期限までに必着となるように提出してください。

④ 提出部数

- ・【様式6】企画提案書 1部
- ・【様式6(別紙)】企画提案内容 5部

うち1部は複製用としますので、片面印刷とし、ホチキスで綴じず、クリップ等で留めてください。また、複製用以外の製本の方法は指定しませんが、離散しないように綴じてください。

- ・見積書 1部
- ・【様式7】企画提案書等受付票 1部
- ・女性の活躍推進に関する書類 1部(該当する場合のみ。)
- ・賃金水準の向上に関する書類 1部(該当する場合のみ。)

⑤ 加点措置評価資料提出票の添付書類(加点を希望する者のみ)

○賃金水準の向上

直近及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し、又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類(任意様式又は参考様式)」

○女性活躍の推進

- 労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し(従業員数100人以下の企業に限る)
- 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
- 法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する認定通知書の写し
- 知事表彰(女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し

⑥ 提出に関する留意事項

- ・本業務においては、受託者が業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託することを禁じますが、業務の一部を、より専門性の高い第三者へ再委託することまで禁じるものではありません。このような一部再委託を予定する場合は、再委託先として予定する者まで実施体制に記入してください。なお、本契約時における業務の一部再委託に際しては、再委託先及び再委託する業務の範囲について、県と事前に協議を行い、県が認めた相手先及び業務内容のみ、一部再委託を可能とします。
- ・提出書類のサイズ等は原則としてA4判(図面の場合は必要に応じA3判も可)とします。
- ・企画提案書等を提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。
- ・一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引換え又は撤回することができません。
- ・提出できる企画提案書等は1案に限り、複数の提出は不可とします。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ 企画提案内容に虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 関係者に対し工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑤ 本要領に定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ⑥ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

本業務に係る企画提案競技審査要領に基づき審査(プレゼンテーション)を行います。なお、企画提案の実施に要する費用の総額が、1の(4)の上限額を上回った場合は審査の対象になりません。日時や場所等詳細については、参加者に後ほどご連絡します。

(2) 審査会の開催及び受託候補者の選定方法

- ① 企画提案書をもとに令和8年10月上旬に審査会を実施し、審査の結果、第1順位となった者を受託候補者とします。
- ② 審査の結果は、令和8年10月上旬に電子メールにより通知します。また、審査の結果は、後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の障害福祉課のページ及び「県政情報」-「電子手続き・入札・補助金等」-「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。
- ③ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(3) 苦情の申し立て

選定結果や参加資格の確認、その他手続きに関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第29条)第1条第1項に規定する県の休日を含まない)以内に契約担当者に対して書面(任意様式)により申し立てすることができます。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

「9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者と単独随意契約します。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 企画提案内容と業務の関係

企画提案書に記載された事項は、業務委託契約書と合わせ、契約時の仕様書として取り扱うものとします。

なお、業務委託契約にあたっては、審査会における意見等を踏まえ、選定された委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、県と委託候補者双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

また、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加、又は修正する場合があります。

(4) 次点の繰り上げ

「9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(5) 契約保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第177条、第178条及び第179条の規定によるものとします。ただし、同規則第178条第3号により、過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除します。

11 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為は禁止します。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

12 その他

- (1) 提出書類の取り扱い
 - ① 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
 - ② 参加者が県に提出した書類は、返却しませんが、書類の機密保持には十分配慮します。
- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (3) 参加者が企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とします。